

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(五件) (農村整備課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(三件) (水産林政総務課) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 三
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 三
- 令和四年度自衛官候補生の募集 (市町村課) 六
- 人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 六
- 人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 七

告 示

- 宮城県告示第八百三十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業川前四地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら

れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年一月十一日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び東松島市鳴瀬総合支所

○宮城県告示第八百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業名取地区東部分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年一月十一日まで

三 縦覧場所

名取市役所

○宮城県告示第八百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業伊豆沼2工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年一月十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び栗原市役所

○宮城県告示第八百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業川北地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年一月十一日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び岩手県一関市役所

○宮城県告示第八百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業南三陸地区在郷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年一月十一日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第八百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第四十二加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の大谷地	令和四年十一月十五日	気仙沼市本吉町大谷三百六十三 奥田光志 気仙沼市本吉町野々下百七十三 小野寺 敏徳	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十三号）第十九条の四に規定するわかめ養殖業	八人

区のうち大谷、窪、野々下、長根の区域

○宮城県告示第八百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第四十三加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区の設定	令和四年十一月十五日	気仙沼市本吉町長根百八十六、九十六、三浦勇、気仙沼市本吉町三島百三十七、三浦明夫	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定するわかめ養殖業	五人

○宮城県告示第八百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第六十八加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区	令和四年十一月十七日	石巻市北上町十三、浜字崎山百二十一、八、遠藤和浩、石巻市北上町十三、浜字上大平百三十二、一、十四	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第十八号	五十九人

共済に係る加入区の設定で告示された宮城県漁業協同組合の北上町十三、浜支所の地区

佐藤 喜美夫

条の四に規定するわかめ養殖業

○宮城県告示第八百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一、二、三番一地从先から同郡同町飯子浜字夏浜三番四地先まで	令和四年十二月六日

○宮城県告示第八百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和四年十一月二十八日	伊藤 亀治	二級建築士	第四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年十一月二十八日	我妻 常政	二級建築士	第三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年十一月二十八日	木幡 善助	二級建築士	第四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年十一月二十八日	加藤 東吉	二級建築士	第七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年十一月二十八日	堀籠 正	二級建築士	第一百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条

令和四年十一月二十 八日	伊東 興四郎	二級建築士	第三千七百九十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	高橋 庄司	二級建築士	第三千七百二十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	飯田 幸一	二級建築士	第三千六百七十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	佐藤 保吉	二級建築士	第三千三百四十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	齋藤 正成	二級建築士	第三千三百四十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	鎌田 武	二級建築士	第三千三百二十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	木村 豊	二級建築士	第三千二百四十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	柴田 新次	二級建築士	第三千二百二十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	齋藤 頼一	二級建築士	第三千九百九十六 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	柴田 清吾	二級建築士	第三千八百八十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	太田 久一郎	二級建築士	第三千四百号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	菅野 松枝	二級建築士	第二千九百七十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	佐藤 琢治	二級建築士	第二千九百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	水上 武雄	二級建築士	第二千九百五十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	千葉 秀雄	二級建築士	第二千九百三十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	安倍 人志	二級建築士	第二千九百二十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	遠藤 正	二級建築士	第二千八百九十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
令和四年十一月二十 八日	石ヶ森 盛	二級建築士	第二千八百六十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期
間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和四年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和五年一月十八日（水）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和五年一月二十八日（土）から三十一日（火）（期間内にWEB上で受験可能）

(二) 身体検査及び口述試験

令和五年二月四日（土）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評
定（経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの）

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

人事委員会

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和四年十二月六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―四十九

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人
事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第十六条の二第三項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任
用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第一項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、同条第三項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同項第二号中「再任用職員（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第六項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第一項第十六号中「職員が妻」の下に「又は子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）若しくは子の配偶者」を、「職員が妻」の下に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、同項第十七号中「職員の妻」の下に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、「当該出産に係る子」を「職員が当該出産に係る子若しくは孫」に、「妻の子を含む。」を「養育する職員が、これらの子の養育のため」を「若しくは孫の世話をするため」に改め、同項第十八号中「配偶者の子を含む。以下同じ。」を削り、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 暦年二日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が二人以上の場合にあつては、三日）以内で必要と認められる期間

第三十一條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五条、第十六条の二、第十八条及び第三十一條の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年宮城県条例第五十五号）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第十八条第三項第二号及び同条第六項の規定を適用する。

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―六一―四十七

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第十四条の二第三項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、同条第三項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同項第二号中「再任用職員（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第六項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項第十六号中「学校職員が妻」の下に「又は子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）若しくは子の配偶者」を、「学校職員が妻」の下に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、同項第十七号中「学校職員の妻」の下に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、「当該出産に係る子」を「学校職員が当該出産に係る子若しくは孫」に、「妻の子を含む。」を「養育する学校職員が、これらの子の養育のため」を「若しくは孫の世話をするため」に改め、同項第十八号中「配偶者の子を含む。以下同じ。」を削り、同項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 義務教育終了前の子を養育する学校職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 暦年二日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が二人以上の場合にあつては、三日）以内で必要と認められる期間

第二十九條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第十四条の二、第十六条及び第二十九條の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、学校職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年宮城県条例第五十九号）第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第十六条第三項第二号及び同条第六項の規定を適用する。